

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年4月17日

**【発行者名】** みずほ投信投資顧問株式会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 田 中 愼 一 郎

**【本店の所在の場所】** 東京都港区三田三丁目5番27号

**【事務連絡者氏名】** 商品開発部長 三 木 谷 正 直  
連絡場所 東京都港区三田三丁目5番27号

**【電話番号】** 03-5232-7700

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 国内金先物価格連動型上場投信  
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 上限3,000億円  
券の金額】**

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

国内金先物価格連動型上場投信(以下「当ファンド」といいます。)

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

当ファンドの当初1口当たりの元本は、3,112円とします。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

なお、取得申込日の午後1時まで委託会社に追加設定の連絡をして受理されたものを当日分のお申込みとします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権口数で除した価額をいいます。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

### (5) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(8%、以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (6) 【申込単位】

申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (7) 【申込期間】

平成26年4月18日から平成27年4月17日まで

申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

なお、委託会社は、次の期日または期間(「申込不可日」ということがあります。)における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付を停止します。ただし、委託会社は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断する期日および期間(下記b.に掲げるものを除きます。)における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付を行うことができます。

- a. 委託会社が、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき
- b. 上記a.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断する期日および期間

#### (8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

#### (10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## ( 1 2 ) 【その他】

## 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

## 第二部 【ファンド情報】

### 第1 【ファンドの状況】

#### 1 【ファンドの性格】

##### （1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

主として、わが国の短期国債（残存期間の短い国債証券をいいます。以下同じ。）等に投資を行うとともに、対象指標に関連する商品投資等取引に係る権利（以下「商品先物等」といいます。）の取引を通じ、対象指標の値動きに連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）を目指します。

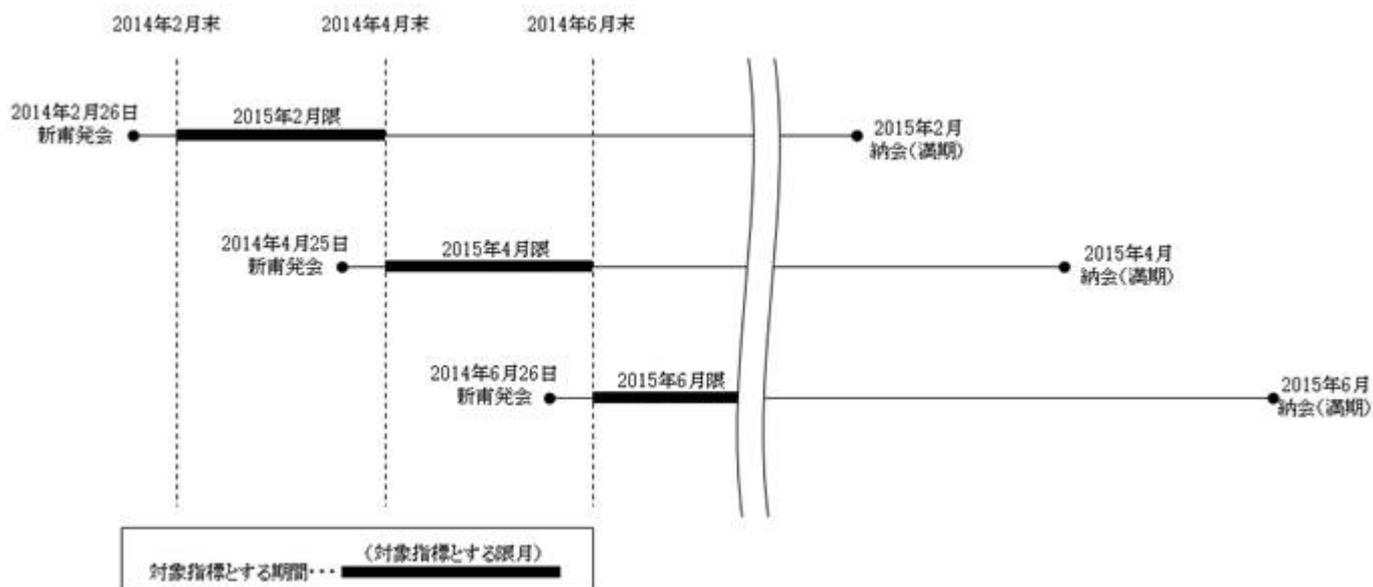
対象指標は、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」といいます。）の商品市場における金現物先物取引（金（標準取引））（以下「TOCOM金先物」といいます。）の期先限月の清算値（帳入値段）です。ただし、対象指標とする限月の切替えは、新甫発会日の翌月の最初の営業日とします。（以下同じ。）

##### （TOCOM金先物とは）

株式会社東京商品取引所（Tokyo Commodity Exchange, Inc.）は、貴金属や石油などの市場を運営する商品先物取引所です。

TOCOM金先物取引は、毎偶数月末日（12月は28日。休業日または大納会に当たるときは順次繰り上げ）を受渡日とする6限月制（12ヵ月以内の各偶数限月）で取引が行われます。期先限月とは、受渡日が最も先である限月をいいます。各限月は、受渡日から起算して4営業日前に当たる日まで取引が行われ、その翌営業日新しい限月（新甫）の発会日となります。

##### （各限月のスケジュールと対象指標の切替えのイメージ図）



1,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。以下同じ。）で売買することができます。

#### 東京証券取引所

売買単位は10口以上10口単位です。

手数料はお申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

- ・追加設定は一定口数以上のお申込みでないとは行うことはできません。

対象指標に連動する投資成果を目的とする運用の支障とならないようにするために、追加設定を一定以上の金額による場合に限定するものです。

- ・一定口数以上の受益権を有する投資家は、信託契約の一部解約の実行を請求することができます。

基準価額と取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、取引所での円滑な価格形成が行われることを期待するものです。

一定口数以上となる単位については、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

- ・収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行われます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

#### < 商品分類 >

##### ・商品分類一覧表

（注）当ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型投信	海外	債券	MRF	
	内外	不動産投信	ETF	特殊型
		その他資産 （商品先物）		
		資産複合		

##### ・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他資産 （商品先物）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。

E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

## &lt; 属性区分 &gt;

## ・属性区分一覧表

(注) 当ファンドが該当する属性区分に を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	日経225 TOPIX その他 (TOCOM金先物)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	日本	
不動産投信 その他資産 (商品先物) 資産複合	年4回	北米	
	年6回(隔月)	欧州	
	年12回(毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
	その他	中南米	
		アフリカ	
		中近東(中東)	
		エマージング	

## ・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (商品先物)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
その他 (TOCOM金先物)	目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

## (2) 【ファンドの沿革】

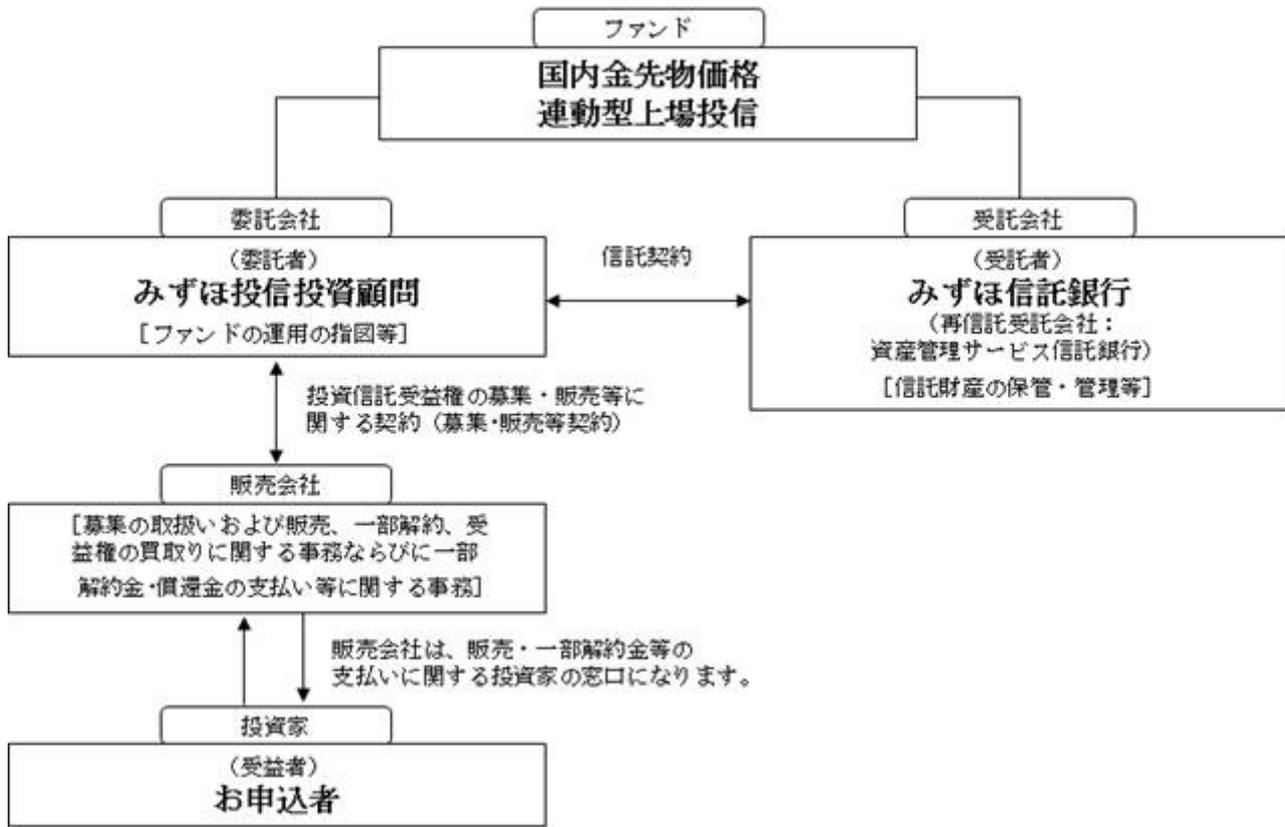
平成22年2月12日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年2月15日 受益権を大阪証券取引所へ上場

平成25年7月16日 受益権の上場先を大阪証券取引所から東京証券取引所へ変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



## 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成26年1月末日現在)

## 2. 会社の沿革

- 昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
- 平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
- 平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

## 3. 大株主の状況(平成26年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージー ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

主として、わが国の短期国債等に投資を行うとともに、対象指標に関連する商品先物等の取引を通じて、信託財産の一口当たり純資産額の変動率を対象指標の変動率に一致させる投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記 に沿うよう、信託財産を組成します。

次の場合等には、上記 に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行うことがあります。なお、これにより、信託財産における商品先物等の買い建玉の時価総額の合計金額が純資産総額を超えることとなる運用の指図を行う場合があります。

- 1．対象指標の定義が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合
- 2．信託財産に属する有価証券の償還等に伴う、銘柄入替えを行う場合
- 3．その他基準価額と対象指標の連動性を維持するために必要な場合

法令および商品市場による取引規制、市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

### (2) 【投資対象】

原則として、わが国の短期公社債等を主要投資対象とし、対象指標に関連する商品先物等を主要取引対象とします。

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a．有価証券
  - b．商品投資等取引に係る権利（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいい、同号イに定める取引であり、かつ「商品投資取引」に定めるものに限りません。）
  - c．金銭債権
  - d．約束手形（a．に掲げるものに該当するものを除きます。）
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
  - a．為替手形

#### 有価証券等の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資するとともに、対象指標に関連する商品先物等を取引することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する出資証券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
- 5．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定するものをいいます。）
- 6．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号に規定するものをいいます。）

なお、1. から 4. までの証券ならびに 6. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、5. および 6. の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 商品投資取引

委託会社が取引することを指図する商品先物等は、商品取引所法第 2 条第 8 項に規定する先物取引および外国商品市場（商品市場（商品取引所（商品取引所法第 2 条第 1 項に規定する商品取引所））が開設する市場（商品取引所法第 2 条第 9 項に規定する商品市場）をいいます。以下同じ。）に類似する市場で外国に所在するものをいいます。以下同じ。）において行われるこれと類似の取引に係る権利とします。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券等のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 の規定にかかわらず、設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### （3）【運用体制】

#### 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
  2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
  3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
  4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
  5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成 25 年 12 月末現在 3 名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

#### 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

#### (4) 【分配方針】

毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、その一部または全部を次期以降の分配にあてることがあります。
2. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。  
なお、売買益が生じても、分配は行いません。また、分配金額はゼロとなる場合があります。  
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

##### a 約款で定める投資制限

株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は行いません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

商品投資取引(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限および約款第23条)

1. 委託会社が取引することを指図する商品先物等は、商品取引所法第2条第8項に規定する先物取引および外国商品市場において行われるこれと類似の取引に係る権利とします。
2. 前記1.に規定する商品先物等については、商品市場または外国商品市場における最終取引日までに反対売買約定による相殺決済を実行し取引を終了させるものとします。

商品現物(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

商品現物への投資(商品先物等取引の現物受渡し決済に伴う保有を含みます。)は行いません。

投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

委託会社は、投資信託証券への投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

公社債の貸付(約款第24条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を後記2.に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 前記2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
4. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 資金の借入れ(約款第29条)

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- 3．前記1．の借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### b．法令で定める投資制限

商品投資等取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

商品投資等取引は、あらかじめ定めた合理的方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資するとともに、商品先物等の取引を主要取引対象としますので、組み入れた公社債や商品先物等の価格変動ならびに商品先物等取引固有の要因等により、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組み入れた公社債や商品先物等の下落（対象指標（TOCOM金先物の期先限月の清算値）の値動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指標の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

#### 商品先物等の価格変動リスク

商品先物等の価格変動リスクとは、商品先物等（当ファンドにおいては金先物が該当します。以下同じ。）の取引価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドは基準価額の変動率が対象指標である商品先物等の清算値の変動率に一致する投資成果を目指しますので、投資する金先物の市場価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

商品先物等の取引価格は、商品の需給関係の変化のほか、貿易動向、為替レート、政治的・経済的事由、技術発展等さまざまな要因により変動します。また、市場の流動性の低下、投機資金の流入、政府の規制・介入等により、商品先物等の取引価格が著しく不安定となる場合があります。また、商品取引所等が定める値幅制限などの取引規制により、不利な価格で取引を行わなければならない場合は、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

#### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

当ファンドは、わが国の短期国債等に投資を行います。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券等の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

当ファンドが主要投資対象とするわが国の短期公社債等や、主要取引対象とする商品先物等取引の市場の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債等の価格は下落します。当ファンドが投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドでは、商品先物等取引の利用にあたっては、委託証拠金を活用しますが、取引先の商品取引業者が破綻等に陥った場合には、委託証拠金が回収できなくなる恐れがあり、その場合には、当ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

#### 公社債の貸付等におけるリスク

公社債の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があり、このような場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### 商品先物等取引固有の要因にかかる留意事項

（商品先物等取引の限月間の価格差（スプレッド）が基準価額に与える影響）

商品先物等取引の価格には商品の需給見通しに加え、保管費用や金利負担等のコストが織り込まれ、各限月ごとに価格が形成されます。これらの商品先物等の価格の限月ごとの価格差は、一般的に以下のようにファンドの基準価額に影響を及ぼします。

- ・現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の方が価格が高い場合、ファンドの基準価額にマイナスの要因となります。
- ・現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の方が価格が低い場合、ファンドの基準価額にプラスの要因となります。

上記の影響は、現在取引している商品先物等取引から、新たに取引される期先の限月に乗換える（ロールオーバー）際に、現在取引している商品先物等の取引価格より新たに取引される期先の限月の取引価格の方が高い場合には、ロールオーバーにより新たに取得できる商品先物等取引の数量（先物取引の契約枚数）が少なくなり、逆に、現在取引している商品先物等の取引価格より新たに取引される期先の限月の取引価格の方が安い場合には、新たに取得できる商品先物等取引の数量（先物取引の契約枚数）が多くなるなどロールオーバーにより保有する商品先物等取引の数量が変化することで、その後に商品先物等価格が変化した場合にファンドの基準価額にそれぞれ影響を与えることなどにより起こります。このように、現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の価格の方が高い局面や現在取引している限月より新たに取引される期先の限月の価格の方が安い局面が長期間に亘り一方的に続いた場合、マイナス要因、プラス要因とも一方的に累積されることとなります。したがって、当ファンドの基準価額の値動きは、この間の商品の現物価格やロールオーバーの影響を考慮しない商品先物等価格の値動きとは大きな乖離が生じ、その期間が長いほど影響も大きくなる可能性があり、基準価額と対象指標の清算値（帳入値段）が大きく乖離する可能性があります。

#### その他留意点

当ファンドは、対象指標であるTOCOM金先物取引の期先限月の清算値の値動きに連動する投資成果を目指しますが、次のような要因により意図した投資成果が得られない場合があります。

1. 追加設定、一部解約および対象指標とする限月の切替（ロールオーバー）時の金先物取引の約定価格と当ファンドの評価に使用する金先物取引の当日清算値（帳入値段）に差が生じた場合の影響
2. 追加設定、一部解約があった場合における資金の流出入から実際に金先物取引を行うまでのタイミングのずれや、解約資金を手当てする際、市場実勢から乖離した価格での決済を余儀なくされた場合等の影響
3. 市場の大幅な変動や流動性の低下等により金先物取引が成立せず、当ファンドが行う金先物取引の全部または一部が成立しなかった場合の影響
4. 信託報酬、売買委託手数料等の費用の負担による影響
5. 金先物取引の最低取引単位による影響
6. 金先物取引の証拠金率の変動により目標とする買建てが行えなかった場合の影響
7. 当局、公的機関または取引所の規制等の変更や金先物取引の制度変更、上場廃止等により、目標とする運用が行えなかった場合の影響
8. 投資している公社債等の利息収入、償還差益等による影響

また、当ファンドの信託期間は無期限となっておりますが、信託契約の解約（繰上償還）を行う場合があります。繰上償還を行う場合、委託会社は、後掲「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要（5）その他 信託契約の解約」に記載した手続きに従います。なお、信託契約の解約（繰上償還）を行うことが決定した場合、当ファンドの受益権は、金融商品取引所において上場廃止となります。ま

た、上場廃止となった場合の換金（解約）請求は信託終了日の3営業日前までの毎営業日に行うことができます。

商品先物等取引市場に急激な変化が生じた場合、または予想される場合には、信託財産を保全するため、商品先物等取引の建玉を縮小またはすべて決済することがあります。このような場合には、目標とする投資成果が十分に得られないこと、または全く得られないことがあります。

当ファンドが取引を行う取引所の取引規制などの影響により、ファンドの目的を達成するために十分な先物取引を行えないなどの理由により、ファンドの投資目的を達成できない場合があります。

一部解約の請求金額が多額な場合、商品市場、外国商品市場および取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券および商品先物等の取引の換金に係る事情（この信託が行う商品先物等の取引の取引数量の全部もしくは一部についてやむを得ない事情等によりその取引が成立しないときを含みます。以下同じ。）その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

## (2) リスク管理体制

コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た金額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (2) 【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者からの一部解約の実行の請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができます。なお、解約手数料には消費税等相当額が課せられます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次の1.により計算した額に、2.により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.486% (税抜 0.45%) 以内（平成26年4月17日現在における信託報酬率は年率0.486% (税抜 0.45%)）の率を乗じて得た額。

信託報酬の配分（税抜）は以下の通りとします。

委託会社	受託会社
------	------

0.40%	0.05%
-------	-------

2. 公社債の貸付を行った場合は、その品貸料の54%（税抜 50%）以内の額。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの商品先物等取引および組入有価証券の売買時の売買委託手数料およびこれら手数料にかかる消費税等相当額等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

受益権の上場にかかる費用および対象指標についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下「商標利用料」といいます。）ならびに当該上場にかかる費用および当該商標利用料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、平成26年4月17日現在において商標利用料を信託財産中から支弁する予定はありません。

平成26年1月末日現在、受益権の上場にかかる費用は以下の通りです。

##### ・ 上場手数料

新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.0081%（税抜0.0075%）

##### ・ 上場の年賦課金

毎年末または上場日の純資産総額に対して、最大0.0081%（税抜0.0075%）

##### ・ 上場審査料

新規上場に際して54万円（税抜50万円）

#### (5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は上場証券投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益は譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

- \* 平成28年1月1日から、上記の損益通算および3年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日より開始された非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する（上場証券投資信託の場合、収益分配金の受取方法として、非課税口座を開設する金融機関等経由で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。）など、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成49年12月31日まで、別途所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

法人の投資家（内国法人または国内に恒久的施設を有する外国法人に限ります。）については、一部解約時および償還時における源泉徴収はありません。受益権の取得価額と、解約価額または償還価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

上記の内容は平成26年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。



## 5 【運用状況】

## (1) 【投資状況】（平成26年1月31日現在）

資産の種類		国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	159,987,984	63.96
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債 控除後）		90,138,909	36.03
合 計（純資産総額）			250,126,893	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。(以下同じ。)

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
TOCOM標準取引（買建）	55,336,500	22.12

(注) TOCOM標準取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

## (2) 【投資資産】（平成26年1月31日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国 / 地域	利率 (%)	償還 期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	第420回国庫短期 証券	国債証券	日本		2014年 3月28日	110,000,000	99.99	109,990,040	99.99	109,990,628	43.97
2	第410回国庫短期 証券	国債証券	日本		2014年 2月24日	50,000,000	99.99	49,996,950	99.99	49,997,356	19.98

上記の銘柄はすべて割引債のため、利率はありません。

## 投資有価証券の種類別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	63.96
合 計		63.96

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
TOCOM標 準取引	東京商品取引所	金（TOCOM標準取引） 2014年12月限	買建	13,000	54,091,000	53,287,000	21.30
	東京商品取引所	金（TOCOMミニ取引） 2014年12月限	買建	500	2,050,100	2,049,500	0.81

(注) 時価の算定方法

取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年1月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）		金融商品取引所 取引価格
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	（終値・1口 当たり円）
1期	平成23年1月17日	619	619	3,553	3,553	3,560
2期	平成24年1月17日	372	372	3,956	3,956	3,945
3期	平成25年1月17日	157	157	4,598	4,598	4,405
4期	平成26年1月17日	135	135	3,969	3,969	
	平成25年1月末日	161		4,722		4,655
	平成25年2月末日	156		4,572		4,565
	平成25年3月末日	159		4,642		4,670
	平成25年4月末日	150		4,405		4,400
	平成25年5月末日	150		4,403		4,350
	平成25年6月末日	125		3,657		3,690
	平成25年7月末日	137		4,007		3,915
	平成25年8月末日	145		4,237		4,010
	平成25年9月末日	137		4,025		4,050
	平成25年10月末日	137		4,021		3,960
	平成25年11月末日	133		3,891		3,900
	平成25年12月末日	133		3,889		3,935
	平成26年1月31日	250		3,892		3,875

（注1）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

（注2）金融商品取引所取引価格は、平成25年6月末日以前は大阪証券取引所、平成25年7月末日以降は東京証券取引所における取引価格です。

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.00
2期	0.00
3期	0.00
4期	0.00

## 【収益率の推移】

期	収益率（%）
1期	14.17
2期	11.34
3期	16.23
4期	13.68

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
1期	174,260		174,260
2期		80,000	94,260
3期		60,000	34,260
4期			34,260

(注) 第1期の設定口数には当初自己設定の口数を含みます。

## &lt;参考情報&gt;

(2014年1月31日現在)

## 基準価額・純資産の推移

(1口当たり)

基準価額 3,892円

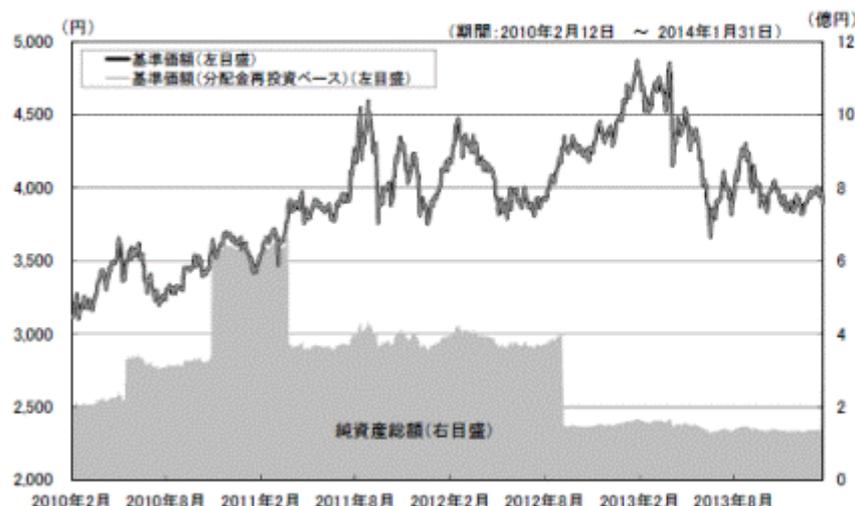
純資産総額 2.50億円

## 分配の推移

(1口当たり、税引前)

2014年1月	0円
2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	0円
設定来累計	0円

設定来：2010年2月12日以降



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)

※基準価額(分配金再投資ベース)は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

なお、当ファンドは分配実績がないため、基準価額と基準価額(分配金再投資ベース)の線が重なっております。

## 主要な資産の状況

※各比率は純資産総額に対する比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

## &lt;資産の組入比率&gt;

資産の種類	国内/外国	比率(%)
債券	国内	64.0
現金・預金・その他の資産		36.0
合計		100.0

## &lt;組入銘柄&gt;

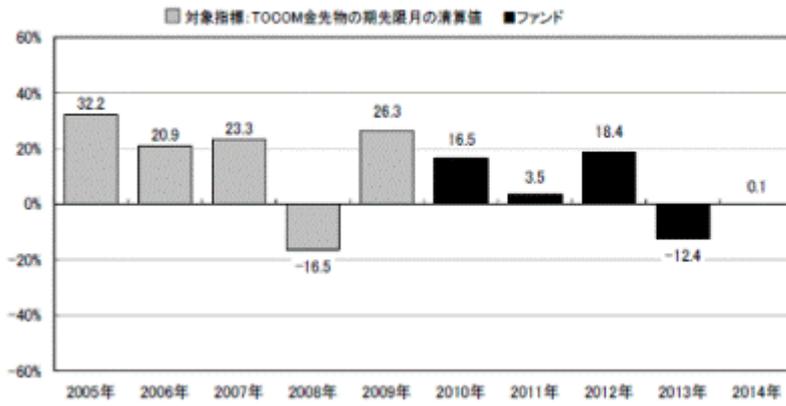
順位	銘柄名	種類(種別)	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	第420回国庫短期証券	国債証券	-	2014年3月28日	44.0
2	第410回国庫短期証券	国債証券	-	2014年2月24日	20.0

## (その他の資産の投資状況)

商品先物取引(買建) 22.1%

順位	銘柄名	限月	建別	比率(%)
1	金(TOCOM標準取引)	2014年12月	買建	21.3
2	金(TOCOMミニ取引)	2014年12月	買建	0.8

## 年間収益率の推移（暦年ベース）



※年間収益率は、基準価額（分配金再投資ベース）をもとに計算したものです。

※2009年以前は対象指標を過去に遡って算出した場合の収益率を表示しています。なお、対象指標の収益率はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※2010年は設定日（2月12日）から年末までの収益率、2014年は1月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

## 第2 【管理及び運営】

### 1 【申込（販売）手続等】

(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後1時まで委託会社に追加設定の連絡をし、委託会社において受理されたものを当日分のお申込みといたします。

取得申込者のお申込みについて、当該お申込みが一度受理された後は、そのお申込みを中止または取り消すことは原則としてできませんのでご注意ください。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、次の期日または期間（「申込不可日」ということがあります。）における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託会社は、申込不可日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断する期日および期間（下記b.に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。

a. 委託会社が、「第1 ファンドの状況 2 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

b. 上記a.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断する期日および期間

(3) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

(4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6) 商品市場、外国商品市場および取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券および商品先物等の取引の換金に係る事情（この信託が行う商品先物等の取引の取引数量の全部もしくは一部についてやむを得ない事情等によりその取引が成立しないときを含みます。以下同じ。）その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

### 2 【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日に、解約を請求することができます。ただし、当ファンドの受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、解約の請求（この場合においては、解約単位の制限はありません。）は、信託終了日の3営業日前までの毎営業日に行うことができます。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、委託会社は、次の期日または期間（「解約不可日」ということがあります。）における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。ただし、委託会社は、解約不可日における受益権の一部解約請求の申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断する期日および期間（下記b.に掲げるものを除きます。）における受益権の一部解約請求の申込みについては、当該申込みの受け付けを行うことができます。

a. 委託会社が、「第1 ファンドの状況 2 投資方針」に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき

b. 上記a.のほか、委託会社が信託財産または受益者に影響を及ぼすと判断する期日および期間

(3) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 解約請求の受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後1時まで委託会社に解約の連絡をし、委託会社において受理されたものを当日分のお申込みとします。

解約請求の受け付けについて、当該解約お申込みが一度受理された後は、そのお申込みを中止または取り消すことは原則としてできませんのでご注意ください。

(5) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

(6) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(8) 委託会社は、商品市場、外国商品市場および取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、組入有価証券および商品先物等の取引の換金に係る事情その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が前記(2)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(5)の規定に準じた価額とします。

(9) 販売会社は、受益者からの一部解約の実行の請求に応ずる場合は、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

上場商品先物取引：取引所が発表する計算日の清算値段または帳入値段

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。基準価額については、委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	<a href="http://www.mizuho-am.co.jp/">http://www.mizuho-am.co.jp/</a>	0120-324-431

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

平成22年2月12日から無期限とします。ただし、後述「(5)その他 信託契約の解約 1.」に該当する場合は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (4) 【計算期間】

原則として毎年1月18日から翌年1月17日までとします。ただし、第1計算期間は平成22年2月12日から平成23年1月17日までとします。

#### (5) 【その他】

信託契約の解約

1. 委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、受託会社と合意のうえ、直ちに投資信託を終了するための手続きを開始し、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. 対象指標に関連する商品等がその主たる取引所（商品取引所を含みます。）において上場廃止になったとき、対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性または市場性が失われたとき、対象指標に継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合。

- b. 信託契約の一部解約により受益権の総口数が30万口を下回ることとなったとき。
  - c. この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - d. やむを得ない事情が発生したとき。
3. 前記2.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

#### 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしがいます。

#### 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

- 4．書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 5．信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記1．の通知書面に付記します。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 金融商品取引所への上場

委託会社は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行うものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

平成26年4月17日現在、「別に定める金融商品取引所」は次の通りです。

#### 東京証券取引所

委託会社は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行う受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

#### 運用報告書

運用報告書は作成いたしません。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

#### (1) 収益分配金に対する請求権

収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。受益者は、この信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由して受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を徴することができます。ただし、証券金融会社等は登録を受託会社（受託会社が受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接に行うことができます。

収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いが遅れる場合がありますので、ご留意ください。

前記の方法のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取扱いにかかる契約をしている場合は、収益分配金は当該規定に基づき支払われるものとします。詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

受益者が、収益分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

#### (3) 償還金に対する請求権

償還金は、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日に、原則として、信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者を、信託終了日現在の受益者とし当該受益者に対して、受託会社または上記(1)の会員等から支払います。

受益者が、償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

#### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

#### 1 【財務諸表】

##### 【国内金先物価格連動型上場投信】

#### (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区 分	第 3 期計算期間 (平成25年1月17日現在)	第 4 期計算期間 (平成26年1月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,674,484	10,369,998
国債証券	99,986,600	89,992,590
派生商品評価勘定	5,431,000	2,796,000
未収入金	49,999,000	39,999,280
未収利息	51	14
前払金	28,021,944	28,783,890
差入委託証拠金	2,970,000	4,356,000
流動資産合計	208,083,079	176,297,772
資産合計	208,083,079	176,297,772
負債の部		
流動負債		
未払金	49,991,550	39,995,400
未払受託者報酬	59,876	36,083
未払委託者報酬	478,948	288,598
その他未払費用	11,268	7,601
流動負債合計	50,541,642	40,327,682
負債合計	50,541,642	40,327,682
純資産の部		
元本等		
元本	106,617,120	106,617,120
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金( )	50,924,317	29,352,970
元本等合計	157,541,437	135,970,090
純資産合計	157,541,437	135,970,090
負債純資産合計	208,083,079	176,297,772

## （２）【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区 分	第 3 期計算期間 (自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日)	第 4 期計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日)
営業収益		
受取利息	241,075	84,654
有価証券売買等損益	8,558	4,335
派生商品取引等損益	41,982,156	20,957,054
その他収益		3,094
営業収益合計	42,214,673	20,873,641
営業費用		
受託者報酬	160,592	75,538
委託者報酬	1,284,607	604,223
その他費用	37,856	17,945
営業費用合計	1,483,055	697,706
営業利益又は営業損失( )	40,731,618	21,571,347
経常利益又は経常損失( )	40,731,618	21,571,347
当期純利益又は当期純損失( )	40,731,618	21,571,347
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		
期首剰余金又は期首欠損金( )	79,552,699	50,924,317
剰余金増加額又は欠損金減少額		
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,360,000	
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	69,360,000	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	50,924,317	29,352,970

## ( 3 ) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 4 期計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券  原則として時価で評価しております。
2 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引  原則として時価で評価しております。
3 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益  約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 3 期計算期間 (平成25年1月17日現在)	第 4 期計算期間 (平成26年1月17日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		34,260口	34,260口
2 期末1口当たりの純資産の額		4,598 円	3,969 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 3 期計算期間 (自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日)	第 4 期計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日)
1 分配金の計算過程 該当事項はありません。	1 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 3 期計算期間 (自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日)	第 4 期計算期間 (自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、商品先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p><b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p><b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p><b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	<p><b>市場リスクの管理</b> 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p><b>信用リスクの管理</b> 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p><b>流動性リスクの管理</b> 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>同左</p>
---------------------------	--	--

## 2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第 3 期計算期間 (平成25年1月17日現在)	第 4 期計算期間 (平成26年1月17日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

<p>2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>先物取引 同左</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>
-----------------------------	---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 3 期計算期間（自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	84
合計	84

第 4 期計算期間（自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	132
合計	132

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（商品関連）

第 3 期計算期間（自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日）

種類	第 3 期計算期間（平成25年1月17日 現在）			
	契約額等（円）		時価 （円）	
	うち1年超			
市場取引 T O C O M標準取引 買建 金標準取引 201312	152,837,000		158,268,000	5,431,000
小 計	152,837,000		158,268,000	5,431,000
合 計	152,837,000		158,268,000	5,431,000

第 4 期計算期間（自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日）

種類	第 4 期計算期間（平成26年1月17日 現在）			
	契約額等（円）		時価 （円）	
	うち1年超			
市場取引 T O C O M標準取引 買建 金標準取引 201412	135,078,000		137,874,000	2,796,000
小 計	135,078,000		137,874,000	2,796,000
合 計	135,078,000		137,874,000	2,796,000

（注）時価の算定方法

T O C O M標準取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の帳入値段（清算値）により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 3 期計算期間 （自 平成24年1月18日 至 平成25年1月17日）	第 4 期計算期間 （自 平成25年1月18日 至 平成26年1月17日）
---	---

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左
--	----

(その他の注記)

項 目	期別	第 3 期計算期間 (平成25年1月17日現在)	第 4 期計算期間 (平成26年1月17日現在)
1 期首元本額		293,337,120 円	106,617,120 円
期中追加設定元本額		円	円
期中一部解約元本額		186,720,000 円	円

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

## 有価証券明細表

国内金先物価格連動型上場投信

(平成26年1月17日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本・円	第4 1 0 回国庫短期証券	50,000,000	49,996,950	
		第4 2 0 回国庫短期証券	40,000,000	39,995,640	
	日本・円	銘柄数	90,000,000	89,992,590	
	小計	組入時価比率	2 66.2%	100.0%	
国債証券 合計				89,992,590	
合計				89,992,590	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】（平成26年1月31日現在）

資産総額（円）	251,888,546
負債総額（円）	1,761,653
純資産総額（ - ）（円）	250,126,893
発行済口数（口）	64,260
1口当たり純資産額（ / ）（円）	3,892

## 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者に対する特典

ありません。

### (3) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

### (6) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



## 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1 【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

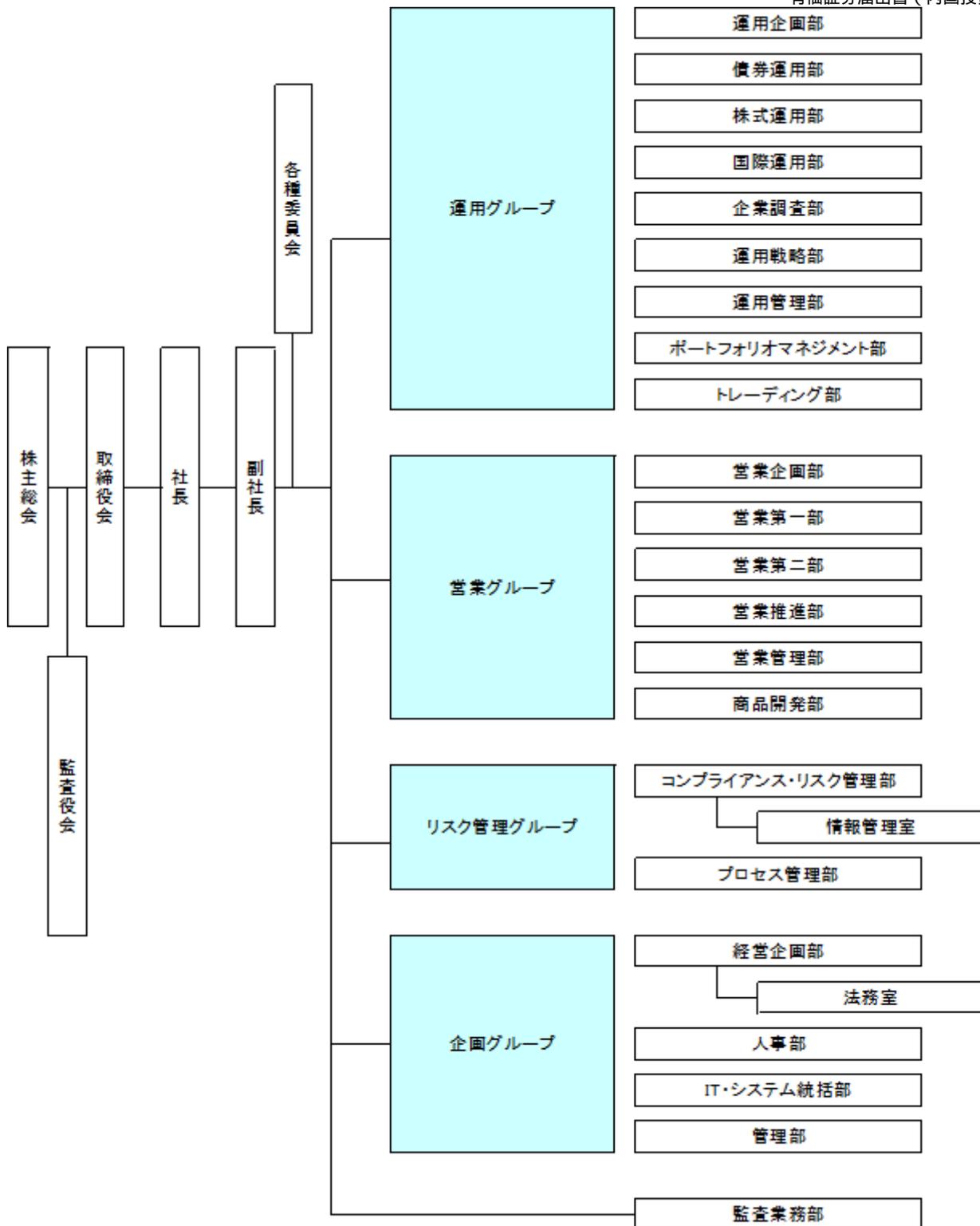
##### (1) 資本金の額

平成26年1月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構(平成26年1月末日現在)

会社の組織図



## 運用の基本プロセス

### 1 運用に関する会議および委員会

#### a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

#### b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

## 2 運用の流れ

### a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

### b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

### c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年1月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	351,516,978,086
追加型株式投資信託	241	1,771,943,186,175
追加型金銭信託受益権投資信託	12	9,383,754,269
単位型株式投資信託	6	11,261,328,234
合計	274	2,144,105,246,764

## 3 【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第51期中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位： 千円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	873	7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	1 300,883	1 265,610
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	1 12,957	1 12,880
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
<b>未払金</b>		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683
未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800

その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793
固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159,879	20,541
評価・換算差額等合計	159,879	20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		

通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179
協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757
有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474
営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759

法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779
当期純利益	640,114	469,017

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		

当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

#### 時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

#### 時価法

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

(5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段... 株価指数先物取引

ヘッジ対象... 有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
	建物 147,526千円		建物 165,761千円
	工具、器具及び備品 349,763千円		工具、器具及び備品 346,701千円
	リース資産 26,240千円		リース資産 21,452千円
	ソフトウェア 3,885千円		ソフトウェア 670千円
	その他無形固定資産 658千円		その他無形固定資産 712千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項
  - 1) 配当金の総額 357,703,800円
  - 2) 1株当たり配当額 340円
  - 3) 基準日 平成23年3月31日
  - 4) 効力発生日 平成23年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
  - 1) 配当金の総額 319,829,280円
  - 2) 配当の原資 利益剰余金
  - 3) 1株当たり配当額 304円
  - 4) 基準日 平成24年3月31日
  - 5) 効力発生日 平成24年6月13日

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項
  - 1) 配当金の総額 319,829,280円
  - 2) 1株当たり配当額 304円
  - 3) 基準日 平成24年3月31日
  - 4) 効力発生日 平成24年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項
  - 1) 配当金の総額 233,559,540円
  - 2) 配当の原資 利益剰余金
  - 3) 1株当たり配当額 222円
  - 4) 基準日 平成25年3月31日
  - 5) 効力発生日 平成25年6月13日

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## 市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
(3) 未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
(4) 未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
(5) 長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
(1) 未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（1） ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
(2) 短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
(3) 未収入金	1,119,715	1,119,715	-
(4) 未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
(5) 未収運用受託報酬	709,038	709,038	-

( 6 ) 投資有価証券 其他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
( 7 ) 長期差入保証金	514,642	514,559	83
資産計	24,966,590	24,966,507	83
( 1 ) 未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引 ( 1 ) ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

( 1 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

( 1 ) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

( 2 ) 短期貸付金、( 3 ) 未収入金、( 4 ) 未収委託者報酬及び( 5 ) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

( 6 ) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

( 7 ) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

( 1 ) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「( 6 ) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度 (平成25年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

## (有価証券関係)

## 1 その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-
証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

当事業年度(平成25年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,425,444	2,465,635	40,191
小計	2,425,444	2,465,635	40,191
合計	2,641,608	2,673,524	31,915

## 2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-

証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	161,410	-	21,884
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	21,884

### 3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	3,040,519	2,825	279,196
合計	3,040,519	2,825	279,196

### (デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
株式関連

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	68,110	-	2,520
		投資有価証券	248,320	-	9,330
		合計	316,430	-	6,810

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	79,849	-	6,951
		投資有価証券	272,890	-	15,565
		合計	352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

## 2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	721,405	805,634
(2) 年金資産(千円)	918,239	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)		
(4) 前払年金費用(千円)	196,834	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

## 3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	167,804 (注1)	165,171 (注2)
(2) 退職給付費用(千円)	167,804	165,171

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(注2) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	66,679千円	32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	70,151千円	93,885千円
繰延税金負債合計	70,151千円	93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額	1.20%	4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

## (資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## (セグメント情報等)

## [セグメント情報]

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)及び当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1株当たり純資産額	21,957.95円	1株当たり純資産額	22,232.20円
1株当たり当期純利益金額	608.43円	1株当たり当期純利益金額	445.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	640,114千円	損益計算書上の当期純利益	469,017千円
普通株式に係る当期純利益	640,114千円	普通株式に係る当期純利益	469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

(単位： 千円)

第51期中間会計期間  
(平成25年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		3,219,640
短期貸付金		15,794,784
未収委託者報酬		1,513,039
未収運用受託報酬		1,316,358
繰延税金資産		154,270
その他		285,976
貸倒引当金		5,587
流動資産合計		22,278,481
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）		160,222
工具、器具及び備品（純額）		85,642
リース資産（純額）		6,206
有形固定資産合計	1	252,071
無形固定資産		12,859
投資その他の資産		
投資有価証券		2,885,109
長期差入保証金		512,258
繰延税金資産		45,293
その他		323,826
投資その他の資産合計		3,766,486
固定資産合計		4,031,416
資産合計		26,309,898
負債の部		
流動負債		
リース債務		3,767
未払金		687,093
未払費用		1,271,643
未払法人税等		211,158
未払消費税等		72,070
賞与引当金		293,900
その他		79,530
流動負債合計		2,619,164
固定負債		
リース債務		8,355
役員退職慰労引当金		146,431
時効後支払損引当金		13,491
その他		3,143
固定負債合計		171,421
負債合計		2,790,585
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		2,266,400
その他資本剰余金		2,450,074
資本剰余金合計		4,716,474

利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,631,748
利益剰余金合計	16,764,932
株主資本合計	23,527,007
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	7,694
評価・換算差額等合計	7,694
純資産合計	23,519,313
負債純資産合計	26,309,898

## (5) 中間損益計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間  
(自 平成25年4月1日  
至 平成25年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	8,281,740
運用受託報酬	1,566,231
営業収益計	9,847,972
営業費用及び一般管理費	1 9,288,534
営業利益	559,437
営業外収益	
受取配当金	4,003
受取利息	7,222
有価証券償還益	11
時効到来償還金等	110
その他	6,851
営業外収益計	18,200
営業外費用	
有価証券償還損	2,310
その他	4,583
営業外費用計	6,894
経常利益	570,744
税引前中間純利益	570,744
法人税、住民税及び事業税	195,612
法人税等調整額	24,940
法人税等合計	220,553
中間純利益	350,191

## (6) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第51期中間会計期間  
(自 平成25年4月1日  
至 平成25年9月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600

資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高		2,266,400
当中間期末残高		2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高		2,450,074
当中間期末残高		2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高		4,716,474
当中間期末残高		4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		128,584
当中間期末残高		128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高		104,600
当中間期末残高		104,600
退職慰労積立金		
当期首残高		100,000
当中間期末残高		100,000
別途積立金		
当期首残高		9,800,000
当中間期末残高		9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		6,515,116
当中間期変動額		
剰余金の配当		233,559
中間純利益		350,191
当中間期変動額合計		116,631
当中間期末残高		6,631,748
利益剰余金合計		
当期首残高		16,648,301
当中間期変動額		
剰余金の配当		233,559
中間純利益		350,191
当中間期変動額合計		116,631
当中間期末残高		16,764,932
株主資本合計		
当期首残高		23,410,376
当中間期変動額		
剰余金の配当		233,559
中間純利益		350,191
当中間期変動額合計		116,631
当中間期末残高		23,527,007
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		20,541
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）		12,846
当中間期変動額合計		12,846
当中間期末残高		7,694
評価・換算差額等合計		

当期首残高	20,541
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,846
当中間期変動額合計	12,846
当中間期末残高	7,694
純資産合計	
当期首残高	23,389,835
当中間期変動額	
剰余金の配当	233,559
中間純利益	350,191
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	12,846
当中間期変動額合計	129,477
当中間期末残高	23,519,313

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、中間決算日において発生していると認められる額を計上しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

#### (5) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

### 5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 6. ヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法  
時価ヘッジによっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段... 株価指数先物取引  
ヘッジ対象... 有価証券
- (3) ヘッジ方針  
当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

## 7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

	第51期中間会計期間 (平成25年9月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額	553,507千円

### (中間損益計算書関係)

	第51期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 減価償却実施額	有形固定資産 19,590千円 無形固定資産 21千円

### (中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間(自 平成25年4月1日至 平成25年9月30日)

#### 1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

## 2 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月12日 定時株主総会	普通株式	233,559千円	222円	平成25年3月31日	平成25年6月13日

### (リース取引関係)

#### 1. ファイナンス・リース取引(借主側)

##### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### リース資産の内容

##### 有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

##### リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

### (金融商品関係)

第51期中間会計期間(平成25年9月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)を参照ください。)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,219,640	3,219,640	-
(2) 短期貸付金	15,794,784	15,794,784	-
(3) 未収委託者報酬	1,513,039	1,513,039	-
(4) 未収運用受託報酬	1,316,358	1,316,358	-
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	2,818,589	2,818,589	-
(6) 長期差入保証金	512,258	511,362	895
資産計	25,174,669	25,173,774	895
(1) 未払手数料	652,442	652,442	-
負債計	652,442	652,442	-
デリバティブ取引(1)			
ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期貸付金、(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

#### 負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	66,520

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(有価証券関係)

第51期中間会計期間(平成25年9月30日)

1 その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)

中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	285,933	268,485	17,448
小計	285,933	268,485	17,448
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	2,532,655	2,562,060	29,404
小計	2,532,655	2,562,060	29,404
合計	2,818,589	2,830,545	11,956

## （デリバティブ取引関係）

第51期中間会計期間（平成25年9月30日）

## 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

## 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 株式関連

ヘッジ会計の 方法	取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	98,077	-	3,143
		投資有価証券	242,907	-	3,878
		合計	340,984	-	735

## （注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

## （資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

第51期中間会計期間（自 平成25年4月1日至 平成25年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

第51期中間会計期間（自 平成25年4月1日至 平成25年9月30日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## （1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## （2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

## 3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## （1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第51期中間会計期間 (平成25年9月30日)	
1株当たり純資産額	22,355.27円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第51期中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額	332.85円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	350,191
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	350,191
普通株式の期中平均株式数(株)	1,052,070

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項  
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

### 1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	野村證券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,000	
	ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616	
	シティグループ証券株式会社	96,307	

(注) 資本金の額について・・・平成25年9月末現在

### 2 【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

#### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け等を行います。

### 3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成26年4月17日現在、該当事項はありません。

#### <参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出

後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6) 当ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
  - ・投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
  - ・ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
  - ・ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
  - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
  - ・ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 江見 睦生 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 福村 寛 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年3月7日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている国内金先物価格連動型上場投信の平成25年1月18日から平成26年1月17日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、国内金先物価格連動型上場投信の平成26年1月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見 睦生 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

---

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。